

男女共同参画に関する相談

および苦情の処理制度

県では、「福井県男女共同参画推進条例」に基づき、

- ①性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為についての相談
 - ②県が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、意見その他の申出
- を下記の窓口で受付けています。

①相談窓口

【福井県生活学習館】

〒918-8135 福井市下六条町14-1
電話 0776-41-7111・7112 / FAX 0776-41-4201
相談時間 午前9時～午後5時

※休館日 月曜日（祝日を除く）、第3日曜日、
休日の翌日（土曜日、日曜日または
休日を除く。）、12月28日から翌年の
1月4日まで

【福井県人権センター】

〒910-0005 福井市大手3丁目11-7
福井県民会館5階
電話 0776-29-2111 / FAX 0776-29-2113
相談時間 午前9時～午後5時（金曜日 午後9時）

※休館日 月曜日、祝日、年末年始、土日曜日（第2
・4日曜日およびその前日の土曜日を
除く。）

【福井県男女参画・県民活動課】

②苦情・意見その他の申出窓口

【福井県男女参画・県民活動課】

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1（県庁5階）
電話 0776-20-0319 / FAX 0776-20-0632
E-mail : danjoken@ain.pref.fukui.jp
受付時間 午前8:30～午後5:15（閉庁日を除く）



制度に関するQ&A

Q 「相談」と「苦情、意見その他の申出」はどう違うのですか。

A

「相談」とは、職場での賃金格差や仕事の内容、セクシュアル・ハラスメントの問題、家庭での家事、育児、介護の問題、町内会での男女の役割に関する問題など、社会のあらゆる分野で性別によって不利益を被ったり、不平等であるといった人権侵害についての相談です。

「苦情、意見その他の申出」とは、審議会で女性委員が少ないことや、男女どちらか一方を優遇した内容など、県が実施するすべての事業や制度において、男女が平等に取り扱われていないことに対する苦情や意見などの申出です。

Q 誰でも、相談や申出ができますか？

A

県民の方であれば、個人、事業者等を問わず誰でもできます。

Q 相談や申出をしたいのですがどうすればいいですか？

A

相談は、福井県生活学習館、福井県人権センターおよび福井県男女参画・県民活動課のいずれかに、電話、来訪、書面等（様式自由）で行ってください。

申出は、福井県男女参画・県民活動課に、次の事項を記載した書面、ファックスまたは電子メールで行ってください。申出については、対応結果を書面で回答します。

- ① 申出者の氏名または名称
- ② 申出者の住所または所在地
ならびに電話番号
- ③ 申出に関する県の施策
- ④ 申出の具体的内容
- ⑤ 申出の年月日



同じようにがんばっているのに、同期の男性社員よりも、賃金が低いのはどうして？
県に相談しなきゃ！



どんなことでも、相談や申出を受付けてもらえますか？



相談については、男女共同参画に関するすべての相談を受付けます。

申出については、県が実施する施策に関するものを受付けます。

ただし、次の場合には、申出を受付けることができません。その際には、受付できない理由を書面で回答します。

- ①裁判所において係争中の事案や判決等により確定したもの
- ②行政庁において不服申立ての審理中の事案や採決等により確定したもの
- ③県議会に請願や陳情を行っている事案に関するもの
- ④申出者が不明なもの

この説明会の内容は、
女性にも関係あること
なのに……。
県に申し出よう！



福井県男女共同参画推進条例（抜粋）

第4節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備等

（相談および苦情の処理）

第21条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為について、県民等から相談があったときは、関係機関と連携して適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し適切な処理をするよう努めるものとする。

3 知事は、前項に規定する申出の処理に当たり特に必要があると認めるときは、福井県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(申出様式例)

男女共同参画施策申出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

福井県知事 様

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

(申出者) 住 所 福井県〇〇市〇〇町〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

電話番号 (〇〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、以下のとおり申し出ます。

申出等に関する県の
施 策

申出等の具体的内容

お問い合わせ

福井県男女参画・県民活動課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
電話 0776-20-0319 (FAX 0776-20-0632)
E-mail: danjoken@ain.pref.fukui.jp
<http://info.pref.fukui.jp/danken/>